津幡町企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和８年３月１２日

津幡町水道事業津幡町長　矢　田　富　郎

津幡町水道事業管理規程第１号

津幡町企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

津幡町企業職員の旅費に関する規程（昭和４３年津幡町水道事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

本則中「津幡町職員の旅費に関する条例（昭和３５年津幡町条例第９号）」を「津幡町職員等の旅費に関する条例（令和８年津幡町条例第２号）」に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。